

生活のきまり

生徒心得

本校における高校生活を通じて、常に高校生としての自覚をもち、自己を研磨し、社会と文化の創造に貢献できるよう自己完成に努めよう。良心をもって校則を守り、礼儀、思いやりをもってお互いを高め合うよう努力しよう。

I 品位の保持

- 1 職員、来客、および生徒間で明るい挨拶を交わし、礼節ある態度をとろう。
- 2 言葉遣いは粗雑にならず、相手に快い印象を与えるよう努めよう。
- 3 服装は常に質素・清潔・端正に心がけ、気品ある容姿を整えよう。

II 身だしなみの規定

生徒は登下校時及び校内において、学校の内規に定められた服装をし、身だしなみを整えなければならない。詳細については別に「身だしなみに関する内規」で定めるものを遵守する。(4 ページ参照)

III 学習

生徒は日々の授業を大切にし、各教科において先生の指示に従い、学力向上、進路実現のために家庭学習にも取り組むよう努めよう。

IV 考査

考査は日ごろの学習の成果を確認する機会である。最後まで全力・公正な態度で受験し、「考査受験心得」を遵守する。

「考査受験心得」

真摯な態度で全力を尽くし、問題にとり組むこと。

- (1) 教室の机は単列（原則として6列）等間隔に配置する。
- (2) 着席は出席番号順とする。同一教室での受験が複数講座にまたがる場合は、講座ごとに分かれて、年次・組・番号順に着席する。
- (3) 机の中は空にする。
- (4) 机上には鉛筆等と消しゴムのみとする（筆入れ・下敷き等は置かない）。
- (5) 不必要なものを携帯してはならない（携帯電話や携帯音楽プレーヤー等）。
- (6) 物品を貸借してはならない。
- (7) 質問その他必要なときは、静かに手を挙げて監督者に申し出る。
- (8) 所定の時間が終了するまで、答案を提出することはできない。
- (9) その他、不正とみなされる一切の行為があつてはならない。
- (10) 試験と試験の間に空き時間がある生徒は、指示された教室で点呼を受け、静かに自習する。（飲食・携帯電話等は禁止）

V 登下校

- 1 登下校は原則、徒歩又は自転車、公共交通機関の利用によるものとする。
- 2 交通法規、交通道徳を遵守し、安全確保・事故防止に努める。
- 3 列車内等でのマナー遵守に努め、他者の迷惑にならないよう行動する。

VI 校内生活

- 1 学校の整備・美化に留意し、落ち着いた学習環境作りに協力する。
- 2 公共物を大切にし、校舎・設備を破損・汚損（落書き等）しない。
- 3 清掃その他自分の果たすべき役割は、自覚と責任をもって行なう。
- 4 暴力行為、器物の破壊、いじめ、金品の強要等の行為は絶対にしない。
- 5 携帯電話、スマートフォン、音楽機器などは校地内で使用しない。登校後、下校まで個人ロッカーにて施錠して保管する。

VII 校外生活

鳥取県東部地区高等学校指導部連盟の申し合わせ事項を原則として採用する。

- 1 風紀上好ましくない遊技場、飲食店等に立ち入らない。
- 2 無断外泊はしない。
- 3 夜間はみだりに外出しない。22時以降の正当な理由のない夜間徘徊は条例により補導対象となる。
- 4 保護者同伴でない宿泊を伴う旅行をする場合は、保護者の承認を得て、事前に学校へ旅行届けを提出する。
- 5 在学中は自動二輪・自動車等の運転は禁止。無免許運転は厳禁。
- 6 飲酒、喫煙、薬物乱用、暴力行為、万引き等の違法行為は絶対しない。

VIII 届け出を要する事項

- 1 住所の移動、家族の異動等、自らに関わる要件に変更が生じたときは、遅延無く担任に届け出る。
- 2 入学試験や就職試験、資格試験の受験、対外試合や競技会等への出場は所定の用紙で届け出る。
- 3 退学・復学・休学等のときは、それぞれ所定の願書を提出する。

IX 許可を要する事項

- 1 早退および一時的に校外に出る必要が生じた場合は、担任、または年次の先生の許可を受ける。
- 2 アルバイトは原則として長期休業中のみとし、職種・就業内容等を勘案して許可する。本人及び保護者が担任を通して生徒指導部に届け出て、学校長の許可を受ける。
- 3 規定以外の服装をする必要がある場合は、担任に届け出て、学校長の許可を受ける。
- 4 校内外での集会、合宿の開催や参加、長期の旅行については、必要に応じて届け出、学校長の許可を受ける。
- 5 自転車通学を希望する場合、生徒指導部に「自転車通学許可願」を届け出て、学校長の許可を受ける。

【自転車通学許可基準】

- (1) 使用する自転車は、ブレーキ、ライト、後部反射鏡、側面反射材、鍵などが完備していること。
- (2) 自転車保険に加入していること。
※鳥取県高等学校PTA連合会推薦の「高校生総合保障制度」あるいは自転車事故に対する補償を含む任意保険に加入し、「自転車通学許可願」に保険に関する必要事項を記入すること。
- (3) 交通法規・交通道德を遵守し、携帯電話・スマートフォン等を操作しながらの運転、イヤホン等を着用の状態での運転、傘差し運転、二人乗り、併走、無灯火、一時停止無視などをしない。
- (4) 通学時に使用する際には、自転車用ヘルメットを着用すること。

- ※ 許可基準の(1)・(2)に違反した場合は、自転車通学の許可を取り消すことがある。また、(3)・(4)に違反した場合は、カード指導の対象となる。
- ※ 自宅から最寄り駅までの自転車使用に関しては、『自転車通学許可願』を提出する必要はないが、交通法規・交通道德を遵守する。また、安全のためにヘルメットを着用することを推奨する。
- ※ 本校在学の生徒全員は、独立行政法人スポーツ振興センター 災害共済給付制度（生徒の被害事故の補償制度）と一般社団法人全国高等学校PTA連合会 賠償責任補償制度（生徒の加害事故の補償制度）に加入している。

X カード指導

授業マナー違反、身だしなみの不備、自らの責任による遅刻、授業を正当な理由無く欠く行為に対しては、気づきと自覚を促すための「指導カード」が発行され、累積回数に応じた指導がなされる。

カードの発行が累積する、つまり集団の規範に反する行動を繰り返すことの無いよう、自らの行動を正すように努める。

XI 賞罰

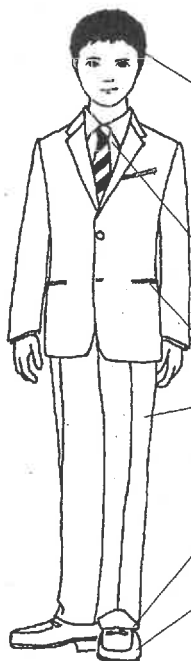
学校生活における表彰・懲戒についての詳細は、別に「賞罰規定」に定められている。(5ページ参照)

身だしなみに関する内規

〈男 子〉

- 冬服 … ブレザー・カッター・スラックス・ネクタイ
- 合服 … ベスト（希望者）・カッター・スラックス
- 夏服 … 半袖カッター又は半袖ポロシャツ・スラックス

いずれも本校指定のもの。



頭 髪

染色、加工、規定以上の長髪を禁ずる。前髪は目にかからない。横は耳がかくれない。もみあげの長さは耳までとする。後ろ髪は襟にかからないこと。

第1ボタンを止めて
ネクタイを着用する。

ブレザー・スラックス
加工を厳禁する。

くつ下
派手でないもの。

く つ
皮または合成皮革のもの、運動ぐつ。
(スリッパ、サンダル等は禁止)



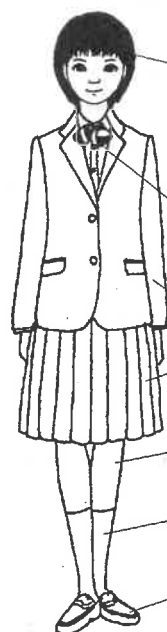
(半袖カッター)



(半袖ポロシャツ)

〈女 子〉

- 冬服 … ブレザー・カッター・
 - スカート・リボン
 - スラックス（希望者）
 - リボン
 - ネクタイ（希望者）
 - 合服 … ベスト・カッター（希望者）・
 - スカート・リボン
 - スラックス（希望者）
 - リボン
 - ネクタイ（希望者）
 - 夏服 … 半袖カッター又は半袖ポロシャツ・スカートまたはスラックス（希望者）
- いずれも本校指定のもの。



頭 髪

染色、つけ毛・パーマメント等の加工を禁ずる。前髪は目にかかってはいけない。長い髪は結ぶこと。なお、髪どめの類については黒色のゴムとする。

第1ボタンを止めて
リボンを着用する。

ブレザー・スカート
加工を厳禁する。スカート丈は膝が隠れる
程度とする。

ストッキング
派手でないもの。

ソックス
無地で派手でないもの。

く つ
皮または合成皮革のもの、運動ぐつ。
(スリッパ、サンダル等は禁止)



(半袖カッター)



(半袖ポロシャツ)

※コート・マフラーを着用する場合は派手でないものとする。

※防寒用カーディガンは、ブレザーの下に限り着用可とする。また、色は黒、紺色またはグレー（灰色）に限り可とし、V首のものとする。

賞罰規定

I 表 彰

- 1 生徒会活動、学業成績、出欠状況、その他学校の内外において賞賛に値するものを対象とする。
- 2 他の模範となると認められる生徒について、生徒指導委員会にはかり、職員会議の審議を経て校長がこれを決定し行なう。
- 3 これらの表彰は卒業時に行なう。ただし、年次毎の皆勤については、各年次末に行なう。
- 4 卒業時の表彰を受けた生徒の氏名は表彰簿に登録する。

II 懲 戒

本校生徒が下記事項に該当する行為を行なった場合、生徒指導委員会にはかり、職員会議の審議を経て校長がこれを決定する。(懲戒処分は訓告・停学・退学とし、教育的指導は説諭・謹慎・自主退学とする。)

- 1) 他人の金品を窃取した場合。
- 2) 学校の設備、備品を許可なく使用した場合、及び故意に破損した場合。
- 3) 飲酒、喫煙した場合。
- 4) 考査において不正行為のあった場合。
- 5) 暴力・暴言をもって他人に危害加え、もしくは恐怖を与えた場合。
- 6) 学校の許可なく無断で運転免許を取得した場合、又は交通違反、交通事故をおこした場合。
- 7) 正当な理由なくして、しばしば欠席、もしくは長期欠席した場合。
- 8) 怠惰で成業の見込みのない場合。
- 9) 教育上有害と認められる場所に入出入りした場合。
- 10) 学校の許可なくアルバイトをした場合。
- 11) その他、生徒としての本分に反した場合。

※マナーカード指導の詳細は、以下の通りとする。

・「授業マナー違反イエローカード・身だしなみマナー違反イエローカード」

- 1) 授業を妨害する行為、不要物の持ち込みや使用、その他教科担任の指示に従えない等の授業マナー違反があった場合、あるいは服装、頭髪等の規定違反を直せない身だしなみマナー違反があった場合は、本人にこれらのイエローカードを発行し、保護者にその旨を伝える。
- 2) カードの発行が累積した場合には、累積回数に応じて個別の特別指導の対象となる。